

陸上自衛隊仕様書

物品番号	6850-105-7546-5	仕様書番号	
		HC-K110025H	
		防衛大臣承認	平成 年 月 日
		作成	平成10年 3月26日
		変更	令和 5年 1月23日
		作成部隊等名	補給統制本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する除染剤2号（高度さらし粉）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

UNマーク

国連 (United Nations) による国際輸送に関する国際勧告 (UN規格) に適合した危険物運搬容器に表示する記号である。

なお、“危険物船舶運送及び貯蔵規則”に定める危険物の容器に表示される。また、“危険物容器検査証”に表記記号として記載される。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS Z 1702	包装用ポリエチレンフィルム
JIS Z 7253	GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS)
JIS A 07-1	次亜塩素酸カルシウム (高度さらし粉)
JIS A 07-2	次亜塩素酸カルシウム試験方法 (高度さらし粉試験方法)

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和32年運輸省令第30号)
船舶による危険物の運送基準等を定める告示 (昭和54年運輸省告示第549号)

2 製品に関する要求

2.1 成分

成分は、JIS A 07-1に規定する次亜塩素酸カルシウム (高度さらし粉) とする。

2.2 性能

性能は、表Iによる。

表1—性能

項目	規定
形状	白色粒状
有効塩素含量	% 70以上

2.3 内容量

内容量は、20 kgとする。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、表2による。

表2—試験

検査項目	試験方法	判定基準
形状	目視による。	2.2によるほか、変色及び異物の混入があつてはならない。
有効塩素含量	J S I A 07-2による。	2.2による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

3.3 ロットの大きさ

ロットの大きさは、—製造設備において同一原料を用い、同一の条件で製造する量とする。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表3による。また、外装の指定及び“UNマーク”を取得した容器の別は、調達要領指定書によって指定する。

表3—包装

区分	包装の方法
内装	内装は、厚さ約0.1 mmのJ I S Z 1702の2種Aの袋に、20 kgを詰める。
外装	<p>a) 形状は、容器20 Lの蓋付きバケツ形を標準とし、人力運搬用の取っ手をもつ。</p> <p>b) 材質は、プラスチックとする。</p> <p>c) 容器の厚さは、2 mm以上とする。</p> <p>d) 蓋は、工具などを必要とせず、人力で開閉可能とする。</p> <p>a) 材質は、ポリプロピレン製プラスチックとする。</p> <p>b) 寸法は、長さ340 mm×幅260 mm×高さ300 mmを標準とする。</p> <p>c) 容器の厚さは、5 mm以上とする。</p> <p>d) 色は、灰色とする。</p>

4.2 外装の表示

外装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT—CG—Z000001の4.2.3によるほか、次による。

なお、物品管理区分標識及び物品管理区分色標識は、GLT-CG-Z000001の図2b及び図4による。

- a) 物品管理区分標識及び物品管理区分色標識
- b) 物品番号
- c) 品名
- d) 質量
- e) ロット番号
- f) 製造年月
- g) 製造者名
- h) 取扱上の注意事項（ラベル等に印刷し、天板などに貼り付ける。）
- i) 4.1によって“UNマーク”を取得した容器を指定する場合は、“UNマーク”、“船舶による危険物の運送基準等を定める告示”に基づき定めた国連番号及び正票れを表示する。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表4による。

表4－提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出先		注記
				納入先	調達要求元	
1	社内検査成績書	1	納入時			様式は、随意とする。
2	危険物容器検査証（日本語及び英語版）	1 ^{a)}				
3	安全データシート（SDS） （日本語及び英語版）	1				作成は、JIS Z 7253の附属書Dによる。
注 ^{a)} 4.1によって“UNマーク”を取得した容器を指定する場合に提出する。						

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。